

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等
の公営に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十九号）（市町村課）

一 趣旨

選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に係る公費負担額を改定するための改正

二 内容

(一) 選挙運動用自動車の使用の公営

(例) 自動車の借入れ（一日当たり） 現行 一万五千八百円

改正後 一万六千円

(二) 選挙運動用ビラの作成の公営

(例) 五万枚以下（一枚当たり） 現行 七円五十一銭

改正後 七円七十三銭

(三) 選挙運動用ポスターの作成の公営

(例) 印刷費（一枚当たり）

ポスター掲示場数が五百以下 現行 五百二十五円六銭

改正後 五百四十一円三十一銭

三 施行期日等

公布の日から施行し、施行の日以後その期日を告示される選挙から適用